

2021年度 知的財産教育に関するアンケート報告書

一般社団法人 日本工作機械工業会
技術委員会・知的財産調査専門委員会

【本アンケートの主旨・目的】

企業活動において、知的財産権に関する知識が必要とされる場面は多く発生します。産業財産権制度（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）をはじめ、各種知的財産関連法令について必要な教育を行い、社員の知的財産に関する知識/意識の向上を図ることは極めて重要な意義があります。

当工作機械業界においても、変化の激しい不透明な時代の中で、効率的かつ効果的な開発を推進するために、企業間による協調的な開発や技術・技能の共有化等、従来 of 枠組みにとらわれない連携が今後も加速すると予想され、知的財産教育の重要性も、より一層高まるものと判断します。

一方で、コロナ禍により人の移動を伴う活動が制限される中、各種教育もオンライン化が進み、eラーニングを活用する事例が増加しています。

こうした状況を踏まえ、当会・技術委員会・知的財産調査専門委員会では、会員各社の効果的な知的財産教育の実施に寄与することを目的として、知的財産教育の現状についてアンケート調査を実施しました。

次頁以降、アンケート結果の詳細および各項目に関するコメントをまとめています。

また報告書の最後に、知的財産教育に関する参考資料（WEBサイト）を添付しています。

本アンケート報告書を通じて、日本工作機械工業会会員各社における適切な知的財産教育の一助になれば幸いです。

令和3年10月

知的財産教育に関するアンケート最終集計結果

- アンケート依頼先：全会員（技術委員会委員及び技術委員会未所属の会員連絡者）
- 配信先：108社
- 有効回答数：55件（全回答数57件、内2件辞退）
- 有効回答率：約51%
- アンケート募集期間：2021年2月9日（月）～2月26日（金）
- アンケート集計日：2021年6月3日（木）

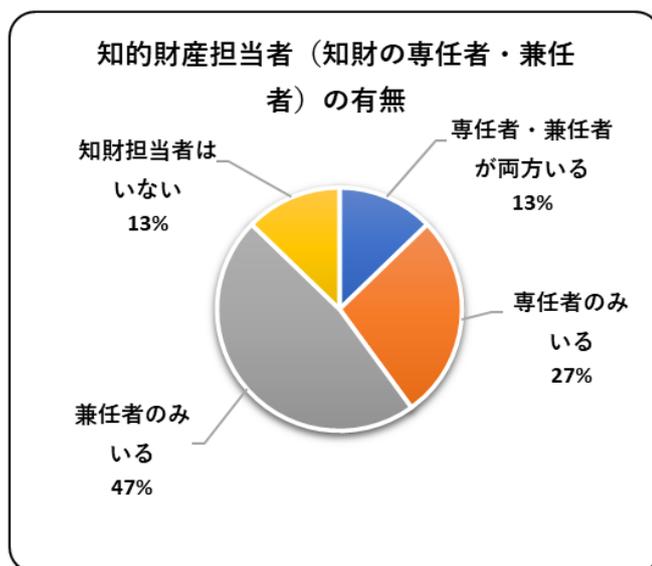
問1. 貴社社内における知的財産担当者（知財の専任者または知財以外の業務との兼任者）の有無についてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください（専任者と兼任者の両方が存在する場合は、1. と2. の両方の□を■にしてください）。

1. 知的財産の専任者がいる
⇒専任者がいる場合、その人数は何名いますか？ _____ 人 ⇒問2へ
2. 知的財産以外の業務との兼任者がいる
⇒兼任者がいる場合、その人数は何名いますか？ _____ 人 ⇒問2へ
3. 知的財産の担当者はいない ⇒問4へ

-----【問1の回答結果】-----

答1-1. 知的財産担当者（知財の専任者または知財以外の業務との兼任者）の有無について

No.	知財担当者の有無	回答数
1	専任者・兼任者が両方いる	7
2	専任者のみいる	15
3	兼任者のみいる	26
4	知財担当者はいない	7
合計		55



※答1-1にて「専任者・兼任者が両方いる（7社）」に該当する企業の、専任者および兼任者の具体的な人数は以下の通り（専＝専任者の人数/兼＝兼任者の人数）。

- 専1名/兼3名：1社
- 専2名/兼1名：1社
- 専2名/兼8名：1社
- 専4名/兼1名：1社
- 専5名/兼1名：1社
- 専8名/兼9名：1社
- 専18名/兼4名：1社

※答1-1 (P2)にて「専任者のみいる (15社)」に該当する企業の、専任者の具体的な人数は以下の通り。

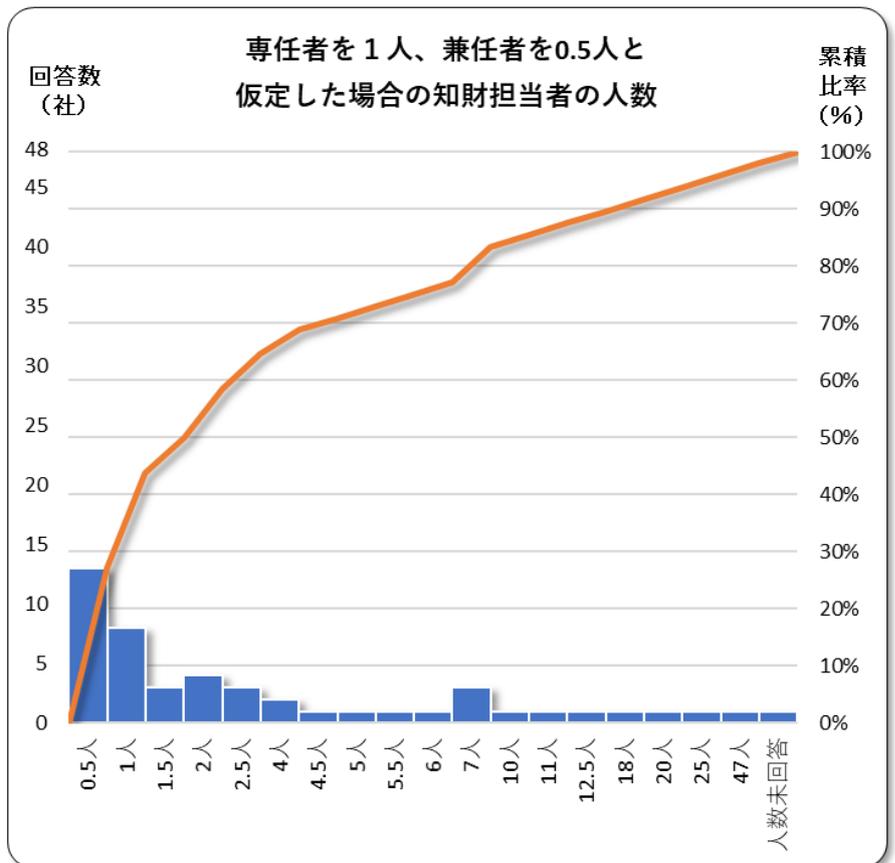
- 1名：1社 ●2名：3社 ●4名：1社 ●5名：1社 ●7名：3社 ●10名：1社
- 11名：1社 ●18名：1社 ●25名：1社 ●47名：1社 ●人数未回答：1社

※答1-1 (P2)にて「兼任者のみいる (26社)」に該当する企業の、兼任者の具体的な人数は以下の通り。

- 1名：13社 ●2名：7社 ●3名：3社 ●4名：1社 ●5名：1社 ●8名：1社

答1-2. 専任者を1人、兼任者を0.5人と仮定した場合の知財担当者の人数 (48社)

No.	知財担当者の人数	回答数
1	0.5人	13
2	1人	8
3	1.5人	3
4	2人	4
5	2.5人	3
6	4人	2
7	4.5人	1
8	5人	1
9	5.5人	1
10	6人	1
11	7人	3
12	10人	1
13	11人	1
14	12.5人	1
15	18人	1
16	20人	1
17	25人	1
18	47人	1
19	人数未回答	1
合計		48



コメント

知的財産担当者がいると回答した企業は、専任者、兼任者を合わせて48社 (87%) であることより、知的財産の必要性を認識している。2016年の日工会技術委員会向け知的財産に関するアンケート結果では38社 (83%) であったことより、4%増加している。

しかし、兼任者のみが26社 (47%) であり、また専任者を1人、兼任者を0.5人と仮定した場合の知的財産担当者は1.5人以下と回答した企業が24社 (50%) であることより、半数の企業では多くの人材を知的財産の担当に充てられていない。

問2. 問1の知的財産担当者のうち、特許・実用新案の実務に係る専任者（専任スタッフ）と兼任者（特許・実案と意匠・商標・事務担当等を兼任するスタッフ）の有無についてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください（専任者と兼任者の両方が存在する場合は、1. と2. の両方の□を■にして下さい）。

□ 1. 特許・実用新案の実務に係る専任者（専任スタッフ）がいる
 ⇒専任者（専任スタッフ）がいる場合、その人数は何名いますか？ _____人

□ 2. 特許・実用新案以外の実務と兼任する兼任者（兼任スタッフ）がいる
 ⇒兼任者（兼任スタッフ）がいる場合、その人数は兼任割合ごとに何名いますか？

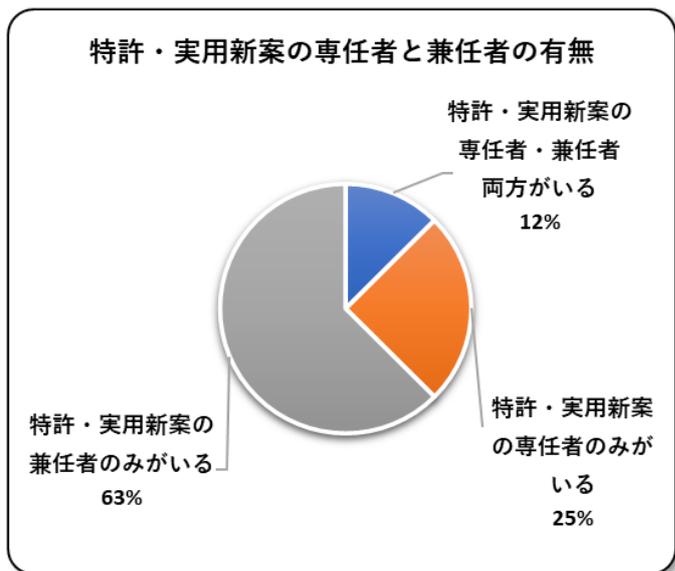
特許・実用新案の実務割合が	割の人が	人
特許・実用新案の実務割合が	割の人が	人
特許・実用新案の実務割合が	割の人が	人

-----【問2の回答結果】-----

（※問1で知的財産の担当者不在と回答した7社を除く48社回答）

答2-1. 特許・実用新案の実務に係る専任者（専任スタッフ）と兼任者（特許・実案と意匠・商標・事務担当等を兼任するスタッフ）の有無について

No.	特・実の専任者と兼任者の有無	回答数
1	特許・実用新案の専任者・兼任者 両方がいる	6
2	特許・実用新案の専任者のみがいる	12
3	特許・実用新案の兼任者のみがいる	30
合計		48



答2-2. 答2-1 (P4) で「特許・実用新案の専任者・兼任者が両方いる」に該当する企業の、特許・実用新案の専任者および（兼業割合を考慮した）兼任者の人数（回答6社）

※特許・実用新案の専任者・兼任者の人数カウント例

例1) 専任者1名+兼任者（特許・実用新案の実務割合1割）1名の場合
⇒1.1人とカウント

※左側表中の「回答企業の知財担当者構成」は、当該企業の問1の回答…知的財産担当者（知財の専任者または知財以外の業務との兼任者）の人数を指す（専=専任者の人数/兼=兼任者の人数）。

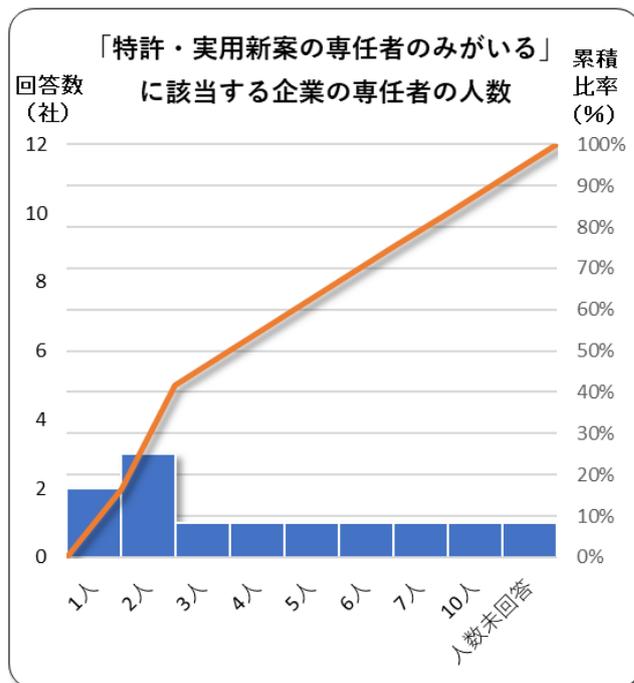
No.	特・実の専任者・兼任者の人数	回答数	回答企業の知財担当者構成
1	2.9人	1	・専2名/兼8名（1社）
2	3.6人	1	・専4名/兼1名（1社）
3	3.7人	1	・専5名/兼1名（1社）
4	8.9人	1	・専8名/兼9名（1社）
5	12.8人	1	・専25名（1社）
6	31.5人	1	・専47名（1社）
合計		6	

答2-3. 答2-1 (P4) で「特許・実用新案の専任者のみがいる」に該当する企業の、特許・実用新案専任者の人数（回答12社）

※左側表中の「回答企業の知財担当者構成」は、

当該企業の問1の回答…知的財産担当者（知財の専任者または知財以外の業務との兼任者）の人数を指す（専=専任者の人数/兼=兼任者の人数）。

専任者がいると回答の企業			
No.	特・実専任者の人数	回答数	回答企業の知財担当者構成
1	1人	2	・専1名（1社） ・専18名/兼4名（1社）
2	2人	3	・専2名（2社） ・専2名/兼1名（1社）
3	3人	1	・専1名/兼3名（1社）
4	4人	1	・専7名（1社）
5	5人	1	・専7名（1社）
6	6人	1	・専10名（1社）
7	7人	1	・専7名（1社）
8	10人	1	・専18名（1社）
9	人数未回答	1	・人数未回答（1社）
合計		12	



**答2-4. 答2-1 (P4) で「特許・実用新案の兼任者のみがいる」に該当する企業の、
特許・実用新案の（兼業割合を考慮した）兼任者の人数（回答30社）**

※特許・実用新案の兼任者の人数カウント例

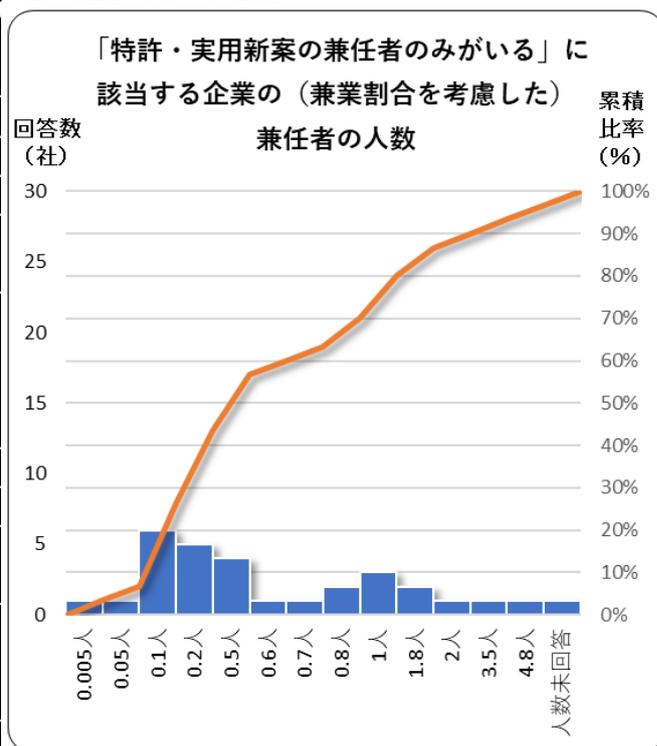
例1) 兼任者（特許・実用新案の実務割合1割）1名の場合⇒0.1人とカウント

例2) 兼任者（特許・実用新案の実務割合0.5割）2名の場合⇒0.1人とカウント

※左側表中の「回答企業の知財担当者構成」は、

当該企業の問1の回答…知的財産担当者（知財の専任者または知財以外の業務との兼任者）の人数を指す（専＝専任者の人数/兼＝兼任者の人数）。

No.	特・実 兼任者の人数	回答数	回答企業の 知財担当者構成
1	0.005人	1	・兼1名（1社）
2	0.05人	1	・兼1名（1社）
3	0.1人	6	・兼1名（6社）
4	0.2人	5	・兼1名（2社） ・兼2名（3社）
5	0.5人	4	・兼1名（1社） ・兼2名（1社） ・兼3名（1社） ・兼5名（1社）
6	0.6人	1	・兼2名（1社）
7	0.7人	1	・兼2名（1社）
8	0.8人	2	・兼3名（1社） ・兼8名（1社）
9	1人	3	・兼1名（1社） ・兼3名（1社） ・兼4名（1社）
10	1.8人	2	・専2名（1社） ・兼2名（2社）
11	2人	1	・専4名（1社）
12	3.5人	1	・専5名（1社）
13	4.8人	1	・専11名（1社）
14	人数未回答	1	・専2名（1社）
合計		30	



答2-5. 答2-2 (P5) ~答2-4 (P6) の結果を基にした、特許・実用新案の専任者および（兼業割合を考慮した）兼任者の人数の合計（回答48社）

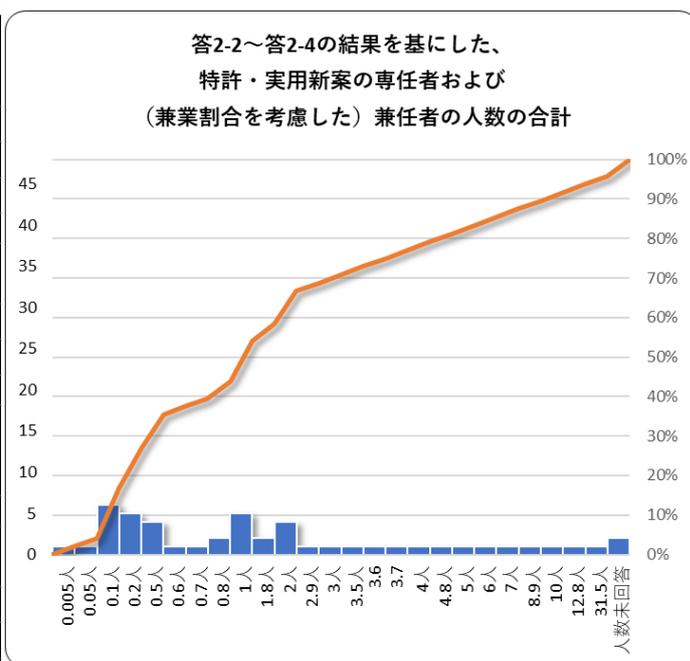
※特許・実用新案の専任者・兼任者の人数カウント例

例1) 専任者1名+兼任者（特許・実用新案の実務割合1割）1名の場合
⇒1.1人とカウント

※左側表中の「回答企業の知財担当者構成」は、

当該企業の問1の回答…知的財産担当者（知財の専任者または知財以外の業務との兼任者）の人数を指す（専=専任者の人数/兼=兼任者の人数）。

No.	特・実 専任者+兼任 者の人数	回答数	回答企業の 知財担当者構成
1	0.005人	1	・兼1名（1社）
2	0.05人	1	・兼1名（1社）
3	0.1人	6	・兼1名（6社）
4	0.2人	5	・兼1名（2社）・兼2名（3社）
5	0.5人	4	・兼1名（1社）・兼2名（1社） ・兼3名（1社）・兼5名（1社）
6	0.6人	1	・兼2名（1社）
7	0.7人	1	・兼2名（1社）
8	0.8人	2	・兼3名（1社）・兼8名（1社）
9	1人	5	・専1名（1社）・専18名/兼4名（1社） ・兼1名（1社）・兼3名（1社） ・兼4名（1社）
10	1.8人	2	・専2名（1社）・兼2名（2社）
11	2人	4	・専2名（2社）・専2名/兼1名（1社） ・専4名（1社）
12	2.9人	1	・専2名/兼8名（1社）
13	3人	1	・専1名/兼3名（1社）
14	3.5人	1	・専5名（1社）
15	3.6	1	・専4名/兼1名（1社）
16	3.7	1	・専5名/兼1名（1社）
17	4人	1	・専7名（1社）
18	4.8人	1	・専11名（1社）
19	5人	1	・専7名（1社）
20	6人	1	・専10名（1社）
21	7人	1	・専7名（1社）
22	8.9人	1	・専8名/兼9名（1社）
23	10人	1	・専18名（1社）
24	12.8人	1	・専25名（1社）
25	31.5人	1	・専47名（1社）
26	人数未回答	2	・専2名（1社）・人数未回答（1社）
合計		48	



コメント

特許・実用新案専任者がいると回答した企業は18社（38%）であることより、特許・実用新案の重要性を認識している。

しかし兼任割合を考慮した特許・実用新案担当者が2人未満と回答した企業が28社（58%）であることより、半数以上の企業では多くの人材を特許・実用新案の担当に充てられていない。

問3. 貴社知的財産担当者の、特許・実用新案にかかわる発明の発掘から出願完了までにおける役割（基本的なスタンス）についてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください。

問3-1. 発明の発掘についてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください。

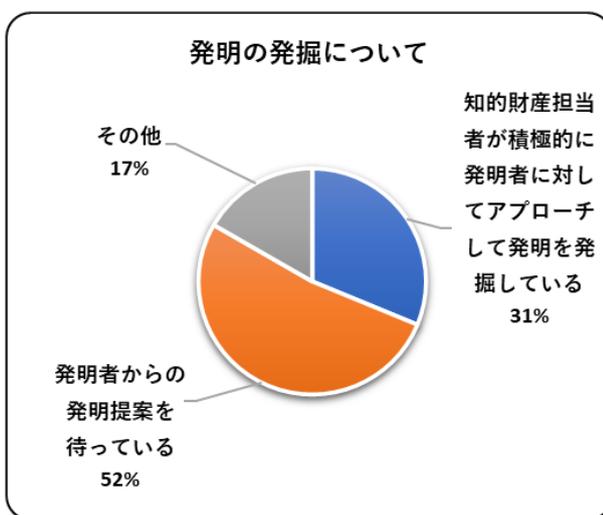
- 知的財産担当者が積極的に発明者に対してアプローチして発明を発掘している
 発明者からの発明提案を待っている
 その他（)

----- 【問3-1の回答結果】 -----

(※問1で知的財産の担当者不在と回答した7社を除く48社回答)

答3-1. 発明の発掘における知的財産担当者の役割（基本的なスタンス）について

No.	発明の発掘について	回答数
1	知的財産担当者が積極的に発明者に対してアプローチして発明を発掘している	15
2	発明者からの発明提案を待っている	25
3	その他	8
合計		48



【答3-1. No3「その他」の回答内訳】

- No.1とNo.2の複数回答（2社）。
- No.2とNo.3の複数回答（2社）。
 …（うち1社）その他：会議の中から発掘している。
 …（うち1社）その他：開発部に業務内容を定期的に聞き取っている。
- 発明の積極性は知的財産担当者と発明者がほぼ同じである。
- 発明者には、目標設定があり、業務計画として発明提案を知財部門に提出している。
- 開発と兼任の為、開発時に提案を持つ。
- 業務（設計業務）の中で新技術を提案。

コメント

発明者からの発明提案を待っていると回答した企業は25社（52%）である。知的財産担当者の人数にも起因するが、知的財産担当者が発明の発掘に係れるように、業務の取り組み方などを見直すことも考慮されたい。

問3-2. 先行技術調査についてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください。
※ここでいう先行技術調査は様々な目的（発明の発掘や特許出願準備など）の先行技術調査を含む。

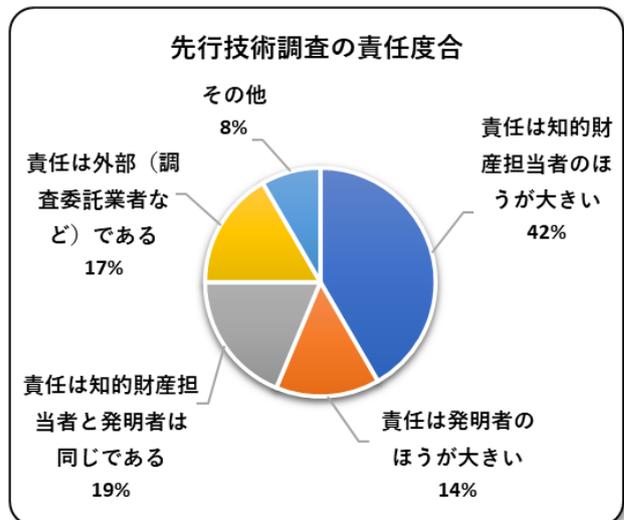
- 先行技術調査の責任は知的財産担当者のほうが大きい
- 先行技術調査の責任は発明者のほうが大きい
- 先行技術調査の責任は知的財産担当者と発明者は同じである
- 先行技術調査の責任は外部（調査委託業者など）である
- その他（ ）

----- 【問3-2の回答結果】 -----

（※問1で知的財産の担当者不在と回答した7社を除く48社回答）

答3-2. 先行技術調査における知的財産担当者の責任度合について

No.	先行技術調査の責任度合	回答数
1	責任は知的財産担当者のほうが大きい	20
2	責任は発明者のほうが大きい	7
3	責任は知的財産担当者と発明者は同じである	9
4	責任は外部（調査委託業者など）である	8
5	その他	4
合計		48



【答3-2. No3.その他の回答内訳】

- No.1とNo.5の複数回答（1社）。
 …その他：出願時調査が主に知財部が、無効調査など大規模な調査時は外注もある。
- 責任は知的財産担当者と発明者と外部（特許事務所）に同等にある。
- 出願前調査は、知財主体。製品企画時の侵害調査は製品企画部門主体。
- 責任は知的財産担当者と外部で同じである。

コメント

先行技術調査の責任は発明者のほうが大きいと回答した企業は7社（14%）である。知的財産担当者の人数にも起因するが、知的財産担当者が先行技術調査の責任を負えるよう発明技術の理解度アップや先行文献の検索スキルの向上、特許請求の範囲の正しい理解など取り組むべき課題がある。

問3-3. 弁理士への説明資料についてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください。

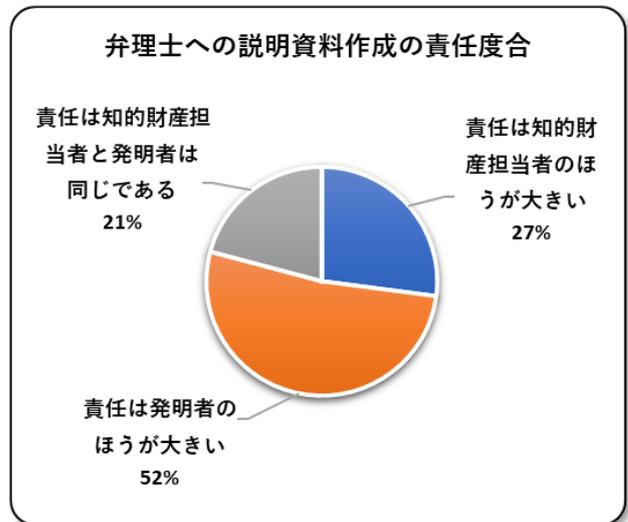
- 説明資料作成の責任は知的財産担当者のほうが大きい
- 説明資料作成の責任は発明者のほうが大きい
- 説明資料作成の責任は知的財産担当者と発明者は同じである
- その他 ()

----- 【問3-3の回答結果】 -----

(※問1で知的財産の担当者不在と回答した7社を除く48社回答)

答3-3. 弁理士への説明資料作成の責任割合について

No.	弁理士への説明資料作成の責任割合	回答数
1	責任は知的財産担当者のほうが大きい	13
2	責任は発明者のほうが大きい	25
3	責任は知的財産担当者と発明者は同じである	10
4	その他	0
合計		48



問3-4. 明細書の原稿チェックについてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください。

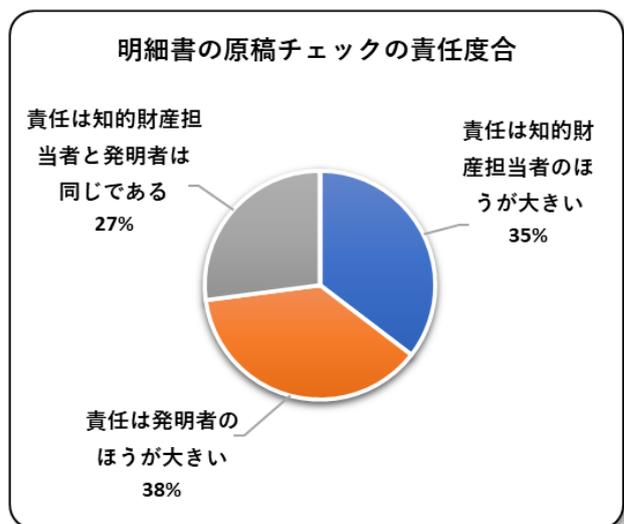
- 原稿チェックの責任は知的財産担当者のほうが大きい
- 原稿チェックの責任は発明者のほうが大きい
- 原稿チェックの責任は知的財産担当者と発明者は同じである
- その他 ()

----- 【問3-4の回答結果】 -----

(※問1で知的財産の担当者不在と回答した7社を除く48社回答)

答3-4. 明細書の原稿チェックの責任割合について

No.	明細書の原稿チェックの責任割合	回答数
1	責任は知的財産担当者のほうが大きい	17
2	責任は発明者のほうが大きい	18
3	責任は知的財産担当者と発明者は同じである	13
4	その他	0
合計		48



問4. 貴社における特許と実用新案の合計年間出願件数（ただし、第一国出願のみの件数とし、他国への出願件数は含まない件数）についてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください。

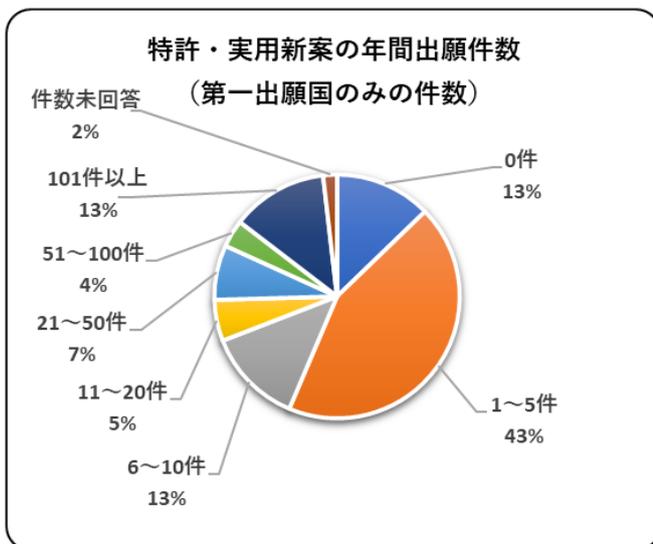
- 1～5件
- 6～10件
- 11～20件
- 21～50件
- 51～100件
- 101件以上
- 特許は出願していない

----- 【問4の回答結果】 -----

答4-1. 特許と実用新案の年間出願件数（第一出願国のみの件数）（回答55社）

※「特許は出願していない」⇒「0件」とカウント

No.	特許・実用新案の年間出願件数 (第一出願国のみの件数)	回答数
1	0件	7
2	1～5件	24
3	6～10件	7
4	11～20件	3
5	21～50件	4
6	51～100件	2
7	101件以上	7
8	件数未回答	1
合計		55



コメント

第一出願国のみの特許・実用新案の年間出願件数が1～5件と回答した企業は24社（43%）と圧倒的多数である。次いで、0件、6～10件、101件以上と回答した企業は各7社（13%）である。

2016年のアンケート結果でも1位は1～5件と回答した企業21社（46%）であり、傾向は変わらない。なお、6～10件と回答した企業は4社（9%）、101件以上と回答した企業は0社（0%）であり、2021年のアンケート結果では多く出願する企業が増加している。

答4-2. 答2-5 (P7) の「特許・実用新案の専任者および（兼業割合を考慮した）兼任者の人数」と、答4-1 (P12) の「特許・実用新案の年間出願件数（第一出願国のみ件数）」との分布表（※問1で知的財産の担当者不在と回答した7社を除く48社分）

特許・実用新案の 専任者および (兼業割合を考慮した) 兼任者の人数	特許・実用新案の年間出願件数								合計
	0件	1~5件	6~10件	11~20件	21~50件	51~100件	101件以上	件数 未回答	
~0.5人	2	11	2		1		1		17
0.6~1人		4	3	1		1			9
1.1~3人		6		1	1				8
3.1~5人			1	1	1		2	1	6
5.1~10人						1	3		4
10.1人~							2		2
人数未回答		1			1				2
合計	2	22	6	3	4	2	8	1	48

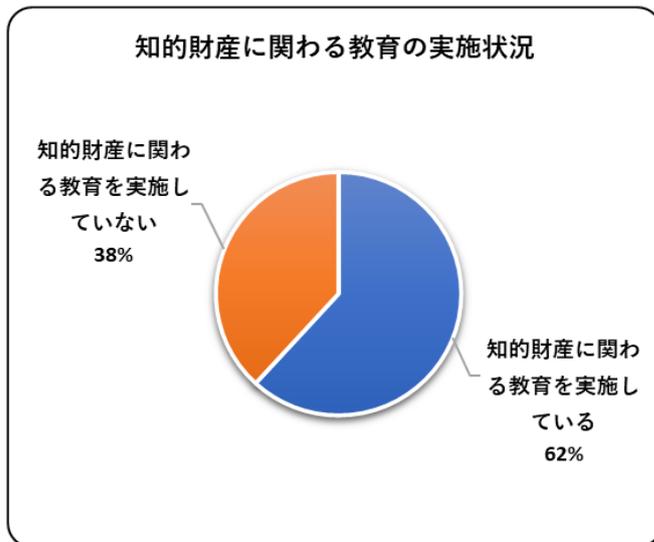
問5. 貴社社内における知的財産に関わる教育の実施状況についてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください。

1. 知的財産に関わる教育を実施している ⇒問6へ
 2. 知的財産に関わる教育は実施していない ⇒問15へ

----- 【問5の回答結果】 -----

答5. 知的財産に関わる教育の実施状況について（回答55社）

No.	知的財産に関わる教育の実施状況	回答数
1	知的財産に関わる教育を実施している	34
2	知的財産に関わる教育を実施していない	21
合計		55



コメント

知的財産に関わる教育を実施していないと回答した企業は21社（38%）であり、知財教育が普及していない。

本アンケート報告書にて後述する 答7. 知的財産教育の各対象者に実施している教育内容（目的・内容・頻度）や【添付資料】知的財産教育に関する参考資料（WEBサイト）について をご参考に知的財産に関わる教育の実施をご検討いただきたい。

答6-2. 知的財産教育の対象者別による具体的な人数

※答6-1 (P15) の知的財産教育の対象者として「知的財産担当者 (19社)」に該当する企業の、具体的な対象人数は以下の通り。

- 1名：5社 ●2名：2社 ●3名：5社 ●4名：1社 ●8名：2社 ●9名：2社
- 人数未回答：2社

※答6-1 (P15) の知的財産教育の対象者として「開発担当者 (20社)」に該当する企業の、具体的な対象人数は以下の通り。

- 1名：2社 ●5名：4社 ●7名：1社 ●10名：3社 ●20名：2社 ●21名：1社
- 22名：1社 ●30名：1社 ●50名：1社 ●100名：1社 ●200名：1社
- 1,000名：1社 ●人数未回答：1社

※答6-1 (P15) の知的財産教育の対象者として「設計担当者 (13社)」に該当する企業の、具体的な対象人数は以下の通り。

- 1名：1社 ●5名：2社 ●7名：1社 ●10名：1社 ●20名：1社 ●40名：1社
- 50名：1社 ●53名：1社 ●100名：1社 ●130名：1社 ●800名：1社
- 人数未回答：1社

※答6-1 (P15) の知的財産教育の対象者として「新入社員 (20社)」に該当する企業の、具体的な対象人数は以下の通り。

- 年により採用人数が異なる (3~10名)：1社
- 5名：2社 ●5~8名：1社 ●6名：2社 ●7名：1社 ●10名：1社
- 13名：1社 ●15名：1社 ●20名：1社 ●22名：1社 ●30名：2社
- 50名：3社 ●100名：1社 ●年によりまちまち：1社 ●人数未回答：2社

※答6-1 (P15) の知的財産教育の対象者として「人事・教育担当者 (2社)」に該当する企業の、具体的な対象人数は以下の通り。

- 1名：1社 ●2名：1社

※答6-1 (P15) の知的財産教育の対象者として「その他 (6社)」に該当する企業の、具体的な対象人数は以下の通り。

- 2名：2社
 - … (うち1社) 対象者：生産技術、営業
 - … (うち1社) 対象者：親会社の知財担当者、親会社から依頼されたコンサル
- 20名：1社 (対象者：新規監督職担当者、通年採用者)
- 50名：1社 (対象者：営業担当者)
- 人数未回答：2社
 - … (うち1社) 対象者：営業担当も含む関係社員全員
 - … (うち1社) 対象者：都度部門要求により

問7. 問6で回答いただきたい対象者それぞれに実施されている教育内容の目的・内容・頻度について、以下にご記入ください（記入欄が足りない場合は必要に応じて欄を追加してください）。

対象者	目的	内容	頻度

-----【問7の回答結果】-----

答7. 知的財産教育の各対象者に実施している教育内容（目的・内容・頻度）

答7-1. 対象者：知的財産担当者

目的	内容	頻度
JP ネットの使用方法を習得するため	JP ネットの使い方、新機能について	年2回
クレーム/明細書作成技術、判定技術の習得	社内/社外研修受講、OJT、演習実施	月1回以上
検定の合格	関連テキストを用いた学習	1回/年
スキルアップ 時事情報の取得	知財の幅広い知識の取得、 法改正や判例等の時事情報の取得	適時
スキルの向上	知財に関する基礎知識、特許の本質、実例の紹介など	年1回
知財室内の知識向上	EPC や PCT の対応等	都度
研修のため	知的財産権に関する基本的な説明	1回
社内で特許・商標の簡易調査をするため	J plat pat を使用した特許・商標検索の演習	年2回
知財基礎	知財基礎教育、法改正	都度
知財業務の基本研修	知財部門異動者に対する知財業務全般の社内研修	1回/年
知財実務・事務のための専門知識習得	JIPA 講習会の受講	1回/2~3年
知財人材の育成	知財基礎、知財実務など	随時
知的財産の取得	知的財産協会 B 初級コース	
知財業務を担当する上で必要な知識・力量を得るため	知財担当者向けの社外のセミナーを受講する。 年間計画をたて、教育する。	年に1~2度
	特許庁主催の特許法等改正説明会	改正が行わる度
	知財に関する講演会への参加	興味のある内容であれば適宜参加
知的財産法の基本的な知識・スキルの習得	基本書を使って知的財産法や裁判例の確認・説明	数か月ごと
特許への理解を深める為	必要な場合、外部講習会等に参加	随時
特許全般の習得	特許に於ける各種セミナーの受講	都度/決り無
特許調査方法の習得	特許調査ツールの使い方と特許調査の必要性についての講義	1回/年

答7-2. 対象者：開発担当者

目的	内容	頻度
出願の要否	知的財産権の概要と登録可能性	都度
スキルの向上	知財に関する基礎知識、特許の本質、実例の紹介など	年2回
知財知識向上	特許法等	都度
知財調査知識向上	調査等	都度
開発実務を行う上で必要な知識の習得	実際の事例に即した特許要件などの詳細についての説明	適宜
産業財産権を理解し、実務で活用できるようにする	産業財産権制度の概要、特許情報の利用、産業財産権の活用などの説明	1回/年
侵害調査	先行技術調査方法	都度
知財を使って他社よりも優位に立つ レベルに合わせて5段階	拒絶理由対応～有効なクレーム、特許回避、パテントマップ～自他社の特許分析、戦略の立て方	年に数回
知財権の理解	特許とは、知財侵害行為とは	1回/年
知財制度・発明の基礎の知識取得	トヨタグループ主催の知財講習会 社内の知財講習会（知財部が講師役）	2～3コース
知的財産の教育	技術系新入社員のためのIPマナー講座 本質を考えた発明説明書の書き方演習	入社2年目対象 入社3年目対象
知的財産教育	知的財産についての基礎教育	1回/年
特許についての理解を深め、発明の意欲増進	社内規程の流れ、特許出願から権利化の流れ、特許の検索方法等	年1～2回
発明創出の促進 知財実務の効率化	国内・外国特許制度、提案書の書き方、発明の捉え方、意匠・商標制度、特許調査、特許管理システム、知財戦略など	各テーマ1回/年

答7-3. 対象者：設計担当者

目的	内容	頻度
J-Platpat操作研修	県産業振興財団の知財担当の講師を招いて、操作手法の研修を実施	不定期
知財研修	県産業振興財団の知財講習会への参加	年2回
産業財産権を理解し、実務で活用できるようにする	産業財産権制度の概要、特許情報の利用、産業財産権の活用などの説明	1回/年
スキルの向上	知財に関する基礎知識、特許の本質、実例の紹介など	年3回
知的財産の教育	技術系新入社員のためのIPマナー講座、 本質を考えた発明説明書の書き方演習	入社2年目対象 入社3年目対象

答7-4. 対象者：開発担当者および設計担当者

目的	内容	頻度
部門要求により都度	特許の基本、検索ツールの操作法、特許の読み方など	年数回
知財とは？発明を埋もせないため	社内知財担当社員による講習会	適宜
発明者原稿の書き方/特許調査のポイント/特許制度の理解	社内講演会受講	年2回以上
発明創出、他社権利侵害予防	知的財産権の基礎から特許、意匠、商標等についての内容を学ぶ	1回/年
権利範囲の把握	特許公報の構成から権利範囲までの特許公報の読み方を学ぶ	1回/年
自社特許権の有効活用	自社特許権で製品に活用されていない案件を権利範囲とともに紹介	適時
知的財産に関する考え方の基本的&実践的な知識・スキルの習得	講習会/説明会・eラーニング	数か月ごと又は不定期(要求があった場合など)
特許制度の基本と公報の理解を深める	外部講師による特許の流れや特許公報の読み方、裁判例等についての講義	年1回
開発業務を行う上で必要な知的財産に関する基礎素養を教育するため	社内知財担当社員による勉強会、特許出願に関する内容、特許・意匠・商標も含めた知財全般の概論	年1回

答7-5. 対象者：新入社員

目的	内容	頻度
知的財産の認識	知的財産の概要	入社研修時
知的財産権制度の理解	知的財産権制度の説明、 職務発明届の書き方	年1回
知的財産制度を教育するため	社内知財担当者による講習会、 特許・意匠・商標も含めた知財全般の概論	入社後
知的財産に関する考え方の基本的な知識・スキルの習得	講習会/説明会	毎年1回
知的財産の理解と当社保有の知財の理解	特・実・意・商の産業財産権の説明と、当社の実状を説明	入社時の1回
特許業務の理解	特許出願の重要性	年に1回
調査方法	検索システムの利用方法	年に1回
知的財産の基礎的な知識の習得	知的財産制度の概略説明	年1回
知財マインドの育成 発明創出の促進	国内特許制度、提案書の書き方、 発明の捉え方、特許管理システムなど	各1回/年
知的財産の基礎知識を知ってもらうため	知的財産の基礎知識	研修期間に一回
知財に関する基礎知識の習得	新入社員研修時の座学	1回のみ
知財の意識付け	国内と主要国の特許制度、自社商品との関わり、社内ルール	年に1回
知的財産の基礎知識を理解、身につける	基礎知識、自社重要特許紹介	1回/年
コンプライアンス、啓蒙	特許、著作権、営業秘密、社内規則	入社時のみ (年1回)
開発業務で発生する特許に関連した手続きを周知するため	社内の知財担当者から、特許について講義をする。 発明の例を用いて、特許に関する社内手続きを一通り実習させる	入社時に3日程度
概要理解および関心を高めてもらうこと	1. 産業財産権制度の概要 2. 特許データベースの利用方法 3. 知財支援アドバイザーの紹介 4. 弊社の特許管理体制	年に1回
特許制度の社内、社外の諸規定の周知	1.5時間程度の座学	年1回
知的財産に関する基礎知識の習得	知的財産権の概要 社内システム、手続方法など	年1回
開発業務を行う上で必要な知的財産に関する基礎素養を教育するため	社内知財担当社員による勉強会、 特許出願に関する内容、 特許・意匠・商標も含めた知財全般の概論	年1回
知的財産教育	知的財産についての基礎教育	1回/年

答7-6. 対象者：その他

その他の対象者	目的	内容	頻度
営業、一般	知的財産の理解	基礎知識、知財情報の漏洩防止	6回/年
営業担当	産業財産権を理解し、実務で活用できるようにする	産業財産権制度の概要、特許情報の利用、産業財産権の活用などの説明	1回/年
技術、営業	知的財産の注意事項	知的財産の注意事項について理解する	12回/年
技術者	特許の理解	基礎知識から拒絶対応、調査方法	6回/年
新人技術者	特許の出願～登録までの流れと、発明の考え方の理解	特許の出願～登録までの流れを理解し、どういものが発明になるかの考えからの理解	1回/年
新任管理職	知財活動の理解	知財活動と注意事項の説明	年1回
リエゾン担当	発明発掘の推進	リエゾン担当の責務とパテントファーストの理解	年2回
関係社員全員	コンプライアンス教育	秘密保持契約	随時
新規監督職担当者	知的財産の基礎的な知識の習得	知的財産制度の概略説明	年2回
生産技術担当	産業財産権を理解し、実務で活用できるようにする	産業財産権制度の概要、特許情報の利用、産業財産権の活用などの説明	1回/年
通年採用者	知的財産の基礎的な知識の習得	知的財産制度の概略説明	適宜
入社3~5年目	コンプライアンス啓蒙	特許、著作権、商標、営業秘密、社内規則	年1回
入社6年目社員	有効な権利取得の理解	発明の精選と拡張に関する演習	年1回

問9. 知的財産教育におけるeラーニングの活用についてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください。また、活用されている場合は、その具体例や成功事例についてご記入ください。

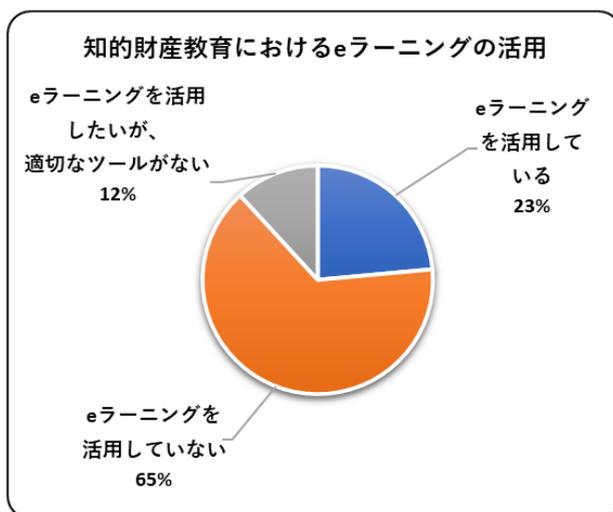
<input type="checkbox"/> 1. eラーニングを活用している <input type="checkbox"/> 2. eラーニングを活用していない <input type="checkbox"/> 3. eラーニングを活用したいが、適切なツールがない
(1. eラーニング活用していると回答された場合、下記に具体例や成功事例をご記入ください)

----- 【問9の回答結果】 -----

(※答5で「知的財産に関わる教育を実施している」と回答した34社回答)

答9. 知的財産教育におけるeラーニングの活用について

No.	知的財産教育におけるeラーニングの活用	回答数
1	eラーニングを活用している	8
2	eラーニングを活用していない	22
3	eラーニングを活用したいが、適切なツールがない	4
	合計	34



【答9. No.1「eラーニングを活用している」の具体例】

- JIPA、発明推進協会WEBセミナー。
アンケートの結果、概ね良好と回答。実際、どのように効果があるかを結びつける手段はないので、正確な具体例はあげることができない。
- 社内の知的財産部門のホームページに常時掲載されており、知識を必要とする社員がいつでもアクセスして学ぶことができる。
- 経済産業省の動画「もうけの花道」の紹介：楽しく知財の落とし穴が理解できる。
- 特許法や調査研修。
- 全社的に実施したい知財教育は、予め動画を作成して一定期間オンデマンド配信を行なった。いつでも空いた時間に聴講できるので好評であった。
- 1年かけてE-ラーニングを月替わりの内容で配信：テストで理解度を確認できる。
→ 特定事業部の全技術者に対して、数か月に一度、いろいろなテーマで実施中。回答期間中、技術者の都合がよい日時に受けることができる。

【答9. No.2「eラーニング活用してない」の回答者コメント】

- 会社としてはe-ラーニングを活用していないが、自己啓発として利用している。Web配信している講座やセミナーなども、各自の判断で利用している。

問 10. 知的財産権に関する社内教育の管理についてお尋ねします。知的財産権に関わる研修受講など社員の教育履歴を記録/把握されているでしょうか。該当する番号の□を■印にしてください。

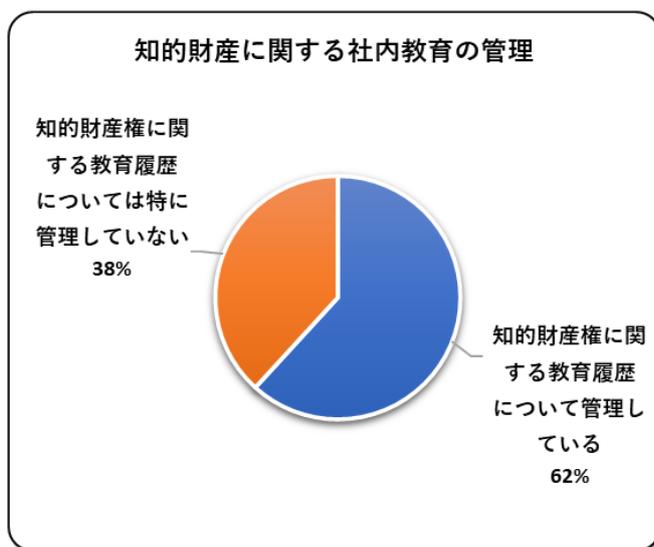
- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 知的財産権に関する教育履歴について管理している |
| <input type="checkbox"/> 2. 知的財産権に関する教育履歴については特に管理していない |

----- 【問10の回答結果】 -----

(※答5で「知的財産に関わる教育を実施している」と回答した34社回答)

答10. 知的財産権に関する社内教育の管理について (研修受講など教育履歴の記録/把握)

No.	知的財産権に関する社内教育の管理	回答数
1	知的財産権に関する教育履歴について管理している	21
2	知的財産権に関する教育履歴については特に管理していない	13
	合計	34



問 11. 被教育者の国内特許事務所への派遣の有無についてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください。また、派遣されている場合は、派遣の期間についてご記入ください。

<input type="checkbox"/> 1. 被教育者を国内特許事務所へ派遣している <input type="checkbox"/> 2. 国内特許事務所への派遣は特に行っていない
(1. 被教育者を国内特許事務所へ派遣していると回答された場合、派遣の期間をご記入ください) 期間： _____

----- 【問 11 の回答結果】 -----
 (※答5で「知的財産に関わる教育を実施している」と回答した34社回答)

答11. 被教育者の国内特許事務所への派遣の有無について

No.	被教育者の国内特許事務所への派遣の有無	回答数
1	被教育者を国内特許事務所へ派遣している	0
2	被教育者を国内特許事務所へ派遣していない	34
合計		34

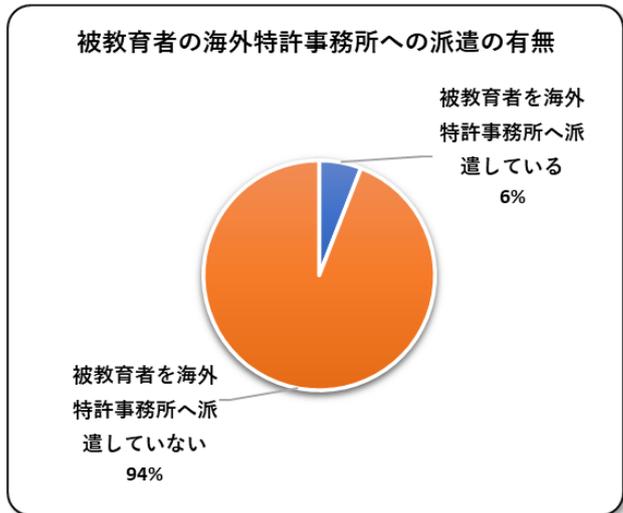
問 12. 被教育者の海外特許事務所への派遣の有無についてお尋ねします。該当する番号の □ を ■ 印にしてください。また、派遣されている場合は、派遣先の国名と派遣の期間についてご記入ください。

1. 被教育者を海外特許事務所へ派遣している
 2. 海外特許事務所への派遣は特に行っていない
 (1. 被教育者を海外特許事務所へ派遣していると回答された場合、派遣先の国名と期間をご記入ください)
 派遣先の国名： _____ 期間： _____

----- 【問 12 の回答結果】 -----
 (※答 5 で「知的財産に関わる教育を実施している」と回答した34社回答)

答12. 被教育者の海外特許事務所への派遣の有無について

No.	被教育者の海外特許事務所への派遣の有無	回答数
1	被教育者を海外特許事務所へ派遣している	2
2	被教育者を海外特許事務所へ派遣していない	32
合計		34



【答12. No.1「被教育者を海外特許事務所へ派遣している」の派遣先と期間】

- 派遣先：米国、期間：数週間。
- 派遣先：米国、期間：数か月。

問 13. 被教育者の特許調査会社への派遣の有無についてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください。また、派遣されている場合は、派遣の期間についてご記入ください。

<input type="checkbox"/> 1. 被教育者を特許調査会社へ派遣している
<input type="checkbox"/> 2. 特許調査会社への派遣は特に行っていない
(1. 被教育者を特許調査会社へ派遣していると回答された場合、派遣の期間をご記入ください)
期間 : _____

-----【問 13 の回答結果】-----

(※答 5 で「知的財産に関わる教育を実施している」と回答した34社回答)

答13. 被教育者の特許調査会社への派遣について

No.	被教育者の特許調査会社への派遣の有無	回答数
1	被教育者を特許調査会社へ派遣している	0
2	被教育者を特許調査会社へ派遣していない	34
合計		34

問 14. 貴社社内における「知的財産管理技能検定」合格者への金銭的支援の有無についてお尋ねします。該当する番号の□を■印にしてください（複数回答可）。また、合格した者に手当を支給している場合は、詳細をご記入ください。

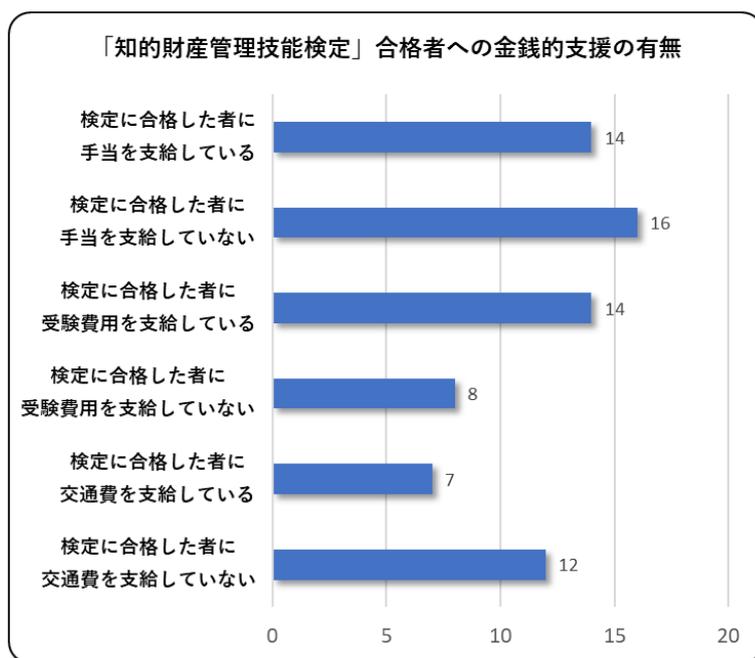
1. 知的財産管理技能検定に合格した者に手当を支給している
 2. 知的財産管理技能検定に合格した者に手当を支給していない
 3. 知的財産管理技能検定に合格した者に受験費用を支給している
 4. 知的財産管理技能検定に合格した者に受験費用を支給していない
 5. 知的財産管理技能検定に合格した者に交通費を支給している
 6. 知的財産管理技能検定に合格した者に交通費を支給していない

（1. 知的財産管理技能検定に合格した者に手当を支給していると回答された場合、支給対象の技能検定の種類（特許、コンテンツ、ブランド）およびレベル（1級、2級、3級）と支給期間をご記入ください）

----- 【問 14 の回答結果】 -----
 （※答 5 で「知的財産に関わる教育を実施している」と回答した34社回答）

答14. 「知的財産管理技能検定」合格者への金銭的支援の有無について（複数回答あり）

No.	「知的財産管理技能検定」合格者への金銭的支援の有無	回答数
1	検定に合格した者に手当を支給している	14
2	検定に合格した者に手当を支給していない	16
3	検定に合格した者に受験費用を支給している	14
4	検定に合格した者に受験費用を支給していない	8
5	検定に合格した者に交通費を支給している	7
6	検定に合格した者に交通費を支給していない	12
合計		71



【答14. No.1「手当を支給している」のコメント】

- ・ 知的財産管理技能検定（1級、2級）で合格した年に1回の支給。
- ・ 知的財産管理技能検定（特許）3級の合格者が当該技能士会に入会を希望する場合に年会費を支給している。
- ・ 資格取得支援制度があり「知的財産管理技能士検定」は対象となっている。
 手当は1級から3級まで全種類。
 費用は合格を問わず1級から3級まで全種類。

交通費は1級の実技試験（東京）のみ。

- ・対象の種類は問わないが、レベルは2級以上。ただし、合格しただけで支給される訳ではなく、他の資格と合わせて社内での「ポイント」が一定数を超えれば手当が一定の役職となるまで支給される。
- ・知的財産管理技能検定1級（特許、コンテンツ、ブランド）&知的財産管理技能検定2級 合格の場合、報奨金有。また受験費用は会社負担。
- ・特許、コンテンツ、ブランドの1級、2級に合格した時の祝い金のみです。
→技能検定の種類は特に区別なく、1級・2級合格者に一時金を支給
1級→50000円、2級→30000円、3級→10000円
- ・特に種類は問わず、知的財産管理技能検定1級合格には一時金として報奨金30万円、知的財産管理技能検定2級合格には一時金として報奨金15万円をそれぞれ支給。
- ・種類（特許、コンテンツ、ブランド）には関係なくレベル（1級、2級、3級）すべてに合格時の1回支給。
- ・知的財産管理技能検定に対して特別に手当を設けるのではなく、各種検定の合格時に等級に応じて一時金として報奨を支給している。
- ・検定合格の翌年初に報奨金支給（1回のみ）。

【答14. No.3「受験費用を支給している」のコメント】

- ・資格手当のようなものはありません。
- ・現在まで、2級、3級での支給実績あり。

【答14. 未回答のコメント】

- ・知的財産管理技能検定に合格した者がいない
-

問 15. 問 5. で“知的財産に関わる教育は実施していない”と回答いただいた方にお尋ねします。教育を実施していない理由について、該当する番号の□を■印にしてください（複数回答可）。

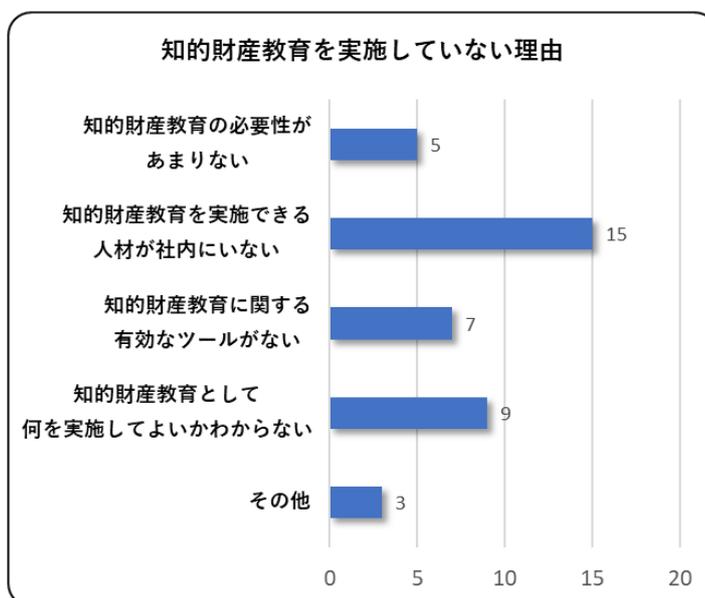
- 1. 知的財産教育の必要性があまりない
- 2. 知的財産教育を実施できる人材が社内にはいない
- 3. 知的財産教育に関する有効なツールがない
- 4. 知的財産教育として何を実施してよいかわからない
- 5. その他（具体的に： _____）（ _____ 人）

----- 【問 15 の回答結果】 -----

（※答 5 で「知的財産に関わる教育を実施していない」と回答した 21 社回答）

答 15. 知的財産教育を実施していない理由について（複数回答あり）

No.	知的財産教育を実施していない理由	回答数
1	知的財産教育の必要性があまりない	5
2	知的財産教育を実施できる人材が社内にはいない	15
3	知的財産教育に関する有効なツールがない	7
4	知的財産教育として何を実施してよいかわからない	9
5	その他	3
合計		39



【答 15. No.5 「その他」の内容】

- 親会社に知財関連は委託しているため、教育に関しても親会社に委託する形式となる。計画はしているが実施に至っていない。コロナ禍における出張の制限もあり、Web形式での講義を計画段階。
- 知財担当者からの啓発活動不足による社内要望の未萌芽。
- 特許事務所主催のセミナーに参加はしています。

コメント

知的財産に関わる教育を実施していないと回答した企業 21 社のうち、多い理由としては、教育を実施できる人材が社内にはいない（15社）、何を実施してよいかわからない（9社）、有効なツールがない（7社）ことである。

教育を実現できる人材は、知的財産管理の実務とともに、知的財産教育を行うことにより育成することが王道であり、教育内容や教材は、本アンケート報告書にて後述する【添付資料】知的財産教育に関する参考資料（WEBサイト）についてを参照いただきたい。また、知的財産教育の必要性があまりないと回答した 5 社においても、他社で実施している教育をご参考に、必要性を再確認いただければ幸いである。

問 16. 知財教育の実施について現状お困りの点がありましたら以下にご記入ください
(自由記述)。

----- 【問 16 の回答結果】 -----

答16. 知財教育の実施について困っていること等

【教材・ツールについて】

- 有効なeラーニングツール等があれば使用したいと思っておりますので、そういった教育ツールがある場合は、広報をお願いしたいです。
- eラーニングの情報があまりないので、いろんな研修ができません。
- ※対外営業目線（財産権）の視点として経産省が発行している「知財を使った企業連携4つのポイント」（下記リンク）のような教材が多く作成されると嬉しいです。動画だと更に良いかと思っております。https://www.meti.go.jp/publication/pdf/pamph_kigyorenkei.pdf
- 知財管理を担当する者もしくは新しく担当する者がまず押さえておくべき点をまとめた良書等あればご紹介いただきたい。
- 受講期間中に受講するように啓蒙しても、E-ラーニングも受講率が100%にならない事と、知的教育セミナー等を開催があればお願いしたい。
- 特許に関する裾野を広げる為に、レベル差もある中でどのようなテーマの教育を実施すべきか難しい。

【人材不足について】

- 知的財産権に付いては入門としては敷居が高い事と、中小企業としては、多くの知的財産権に関わる事が有る訳で無いから教育を応用した実務経験を実践出来ない為、外部委託に頼り教育的には思う様に行かない。
- 開発部門の役職者が知的財産管理を兼務しており、必要とは思っているが、専任者がいないため、実務に追われて開発設計時の積極的特許掘り起し、教育ができていないのが実情。定常的な特許調査は行っているものの出願時に弁理士、特許事務所に依存しているのが現状です。
- 知的財産担当者を専任で従事させることは、企業の規模としても難しいと判断している。現状のところは、特許・実用新案への出願に於いては、都度、専門家に協力いただき対応しているが、知的財産権に関する知識や意識向上は必要であるものと考えており、今後の課題と位置付けている。

【時間が確保できない】

- 知財担当が兼任者のため、通常業務を行いながら知財管理に加えて、教育までなかなか手が回らない。
- 開発、設計部門にて知財教育に時間をとれない（職制が必要性を感じていない）。

【その他】

- 教育を行った事による成果が見えづらく、実施する事のメリットを把握しづらい点。
- 知的財産への関心が薄い。
- オーダーメイドが主である会社にとって、繰り返し使用することのない特殊な技術でも特許出願するメリットはあるのでしょうか。
特許によって技術を守るメリットはあると思いますが、逆にデメリットとなる事はどのような状況が想定されるのでしょうか。
- E-ラーニングに関わらず、個々の受講履歴の管理が面倒です。
- 特にありません（本来コロナ禍が無ければ、講師を呼んで新入社員等に対する知財に関する教育を計画していたができなかった。）
- 特に問題意識は持っていません。

以上

【添付資料】 知的財産教育に関する参考資料（WEBサイト）について

- 特許庁ホームページ 知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト
…これから知的財産権を学びたい方、企業等において知財部門に新しく配属された方などの初心者を対象に、特許庁の産業財産権専門官が知的財産権制度の概要等をわかりやすく説明する説明会のテキストです。
https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2021_nyumon.html
- 特許庁ホームページ 知的財産権制度説明会（実務者向け）テキスト
…知的財産の業務に携わっている実務者の方を対象に、特許・意匠・商標の審査基準やその運用、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容について、わかりやすく解説する説明会のテキストです（※講演動画もあり）。
https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai_setumeikai_jitsumu2020.html
- 特許庁ホームページ 知財の教材・参考書
…特許庁では、知財人材の育成と知財マインドの向上を目的に、対象者にあわせた知財の教材・参考書の作成・普及に取り組まれています。これまでに特許庁で作成された知財の教材・参考書を無償で提供されています（各教材は、正確を期して開発したものです。が、古くなった情報を含んでいる可能性があります）。
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/index.html>
- INPIT（独立行政法人 工業所有権情報・研修館）が提供するeラーニングの教材や学習用資料など
…INPITが提供する「IPePlat」は、特許庁及びINPITが有する知識、経験及びノウハウにもとづいて開発・作成した学習教材をインターネットを通じて広く提供するものです。パソコンを利用した視聴学習だけでなく、スマートデバイスを利用した視聴学習も可能となっています（一部機能にはログインが必要です）。
https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Login/P_login.aspx